

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社博報堂DYホールディングス	コード	2433
提出日	2024/6/12	異動(予定)日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	服部 暢達	社外取締役	○														○		有
2	山下 徹	社外取締役	○														○		有
3	有松 育子	社外取締役	○														○		有
4	上田 廣一	社外取締役	○														○	新任	有
5	友田 和彦	社外監査役	○														○		有
6	菊地 伸	社外監査役	○														○		有
7	矢吹 公敏	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		服部暢達氏は、米系大手投資銀行での経験を経て、現在は国際企業戦略等について大学院で教鞭をとられ、また、他社での社外役員としての経験等を有しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるとの判断から、同氏を社外取締役として選任しております。 なお、服部暢達氏と当社との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2		山下徹氏は、グローバルにITサービスの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長経験者として、BtoBの事業会社の経営における豊富な知識、経験及び見識に加えて、他の上場会社での社外取締役としての経験を有しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるとの判断から、同氏を社外取締役として選任しております。 なお、山下徹氏と当社との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3		有松育子氏は、文部省・文部科学省及び文化庁等での職務により培われた、男女共同参画や青少年育成、生涯学習等における豊富な知識、経験及び見識を有しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるとの判断から、同氏を社外取締役として選任しております。 なお、有松育子氏と当社との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
4		上田廣一氏は、検事及び弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験並びに他社での社外役員としての経験等を有しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるとの判断から、同氏を社外取締役として選任しております。 なお、上田廣一氏と当社との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
5		友田和彦氏は、公認会計士として培われた高度な会計の知識と豊富な経験を有し、独立かつ中立な立場から当社の監査業務を適切に遂行していただけるとの判断から、同氏を社外監査役として選任しております。 なお、友田和彦氏と当社との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
6		菊地伸氏は、弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験ならびに他社での社外役員としての経験等を有しており、独立かつ中立な立場から当社の監査業務を適切に遂行していただけるとの判断から、同氏を社外監査役として選任しております。 なお、菊地伸氏と当社との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
7		矢吹公敏氏は、弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験ならびに他社での社外役員としての経験等を有しており、独立かつ中立な立場から当社の監査業務を適切に遂行していただけるとの判断から、同氏を社外監査役として選任しております。 なお、矢吹公敏氏と当社との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。